

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 6 月25日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第13号

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年広島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「生活安全部、」を削る。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。